

特定非営利活動法人 Pride of KOBE 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Pride of KOBE という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸に眠っている地域資源を掘り起こし、新たなブランド価値を構築する事業を行い、神戸市民のシビックプライドを醸成することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域文化の伝承事業
- (2) 地域ブランドの構築事業
- (3) デジタルアーカイブ事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	弓倉	三紀子
副理事長	花田	宏司
理 事	高橋	貴子
同	土肥	豊和
監 事	武内	洋子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和6年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

	正会員	個人	団体
① 入会金		0円	0円
② 年会費		5,000円	5,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 Pride of KOBE

役名		住所又は居所	報酬の有無
理事長	ゆみくら みきこ ----- 弓倉 三紀子		無
副理事長	はなだ ひろし ----- 花田 宏司		無
理事	たかはし たかこ ----- 高橋 貴子		無
理事	どひ とよかず ----- 土肥 豊和		無
監事	たけうち ようこ ----- 武内 洋子		無

設立趣旨書

1 趣旨

神戸は江戸時代以前から大輪田泊や高田屋喜兵衛の択捉島航路の拠点など全国との交流の拠点であったことや、明治新政府により外国人居留地としてオープンな交流がなされてきたことで、神戸市民の「寛容性」「積極性」「たくましさ」が育まれました。その結果、歴史的建造物が残り、多国籍の食文化、洋菓子、珈琲喫茶、ジャズ、映画、教会やモスクなど多岐に渡る文化が醸成されてきたわけです。しかし、1995年の阪神・淡路大震災以降、旧居留地の建物が耐震性の問題や市場経済にとらわれて取り壊されたり、家具や調度品の修復が進まなかったりして、後世への継承がスムーズになされているとは思えない状況です。また、震災の後の再開発を見ても都市の均質化の流れにのまれ“らしさの喪失”に陥っています。別の見方をすれば、合理的な考えが行きすぎて“独特の間”や“あそび”がなくなってきていると言えます。

そのような中で今後必要なことは、市場経済主義からの脱却と成熟社会における豊さの追求です。すなわち、高度成長時代に培われた「便利さ・機能重視・効率化」という価値観から「豊かさ・情緒・ロマン」という価値観へ意識を変革させることが重要です。「豊かさ・情緒・ロマン」という価値観は高度成長の過程で人々の心からお留守にされてきました。そんな想いで「神戸が好き 曼荼羅チャート」を作成しました。神戸の魅力を人、自然、景観、ファッション、食べ物、文化、便利さ、生活の8領域に分類して、さらにそれぞれを8つに細かく区分して、総計64区分の魅力分野を決定しました。その分類に基づいてブログ記事を作成して、神戸の魅力を広める活動を行いました。さらに、季節の節目に、しめ縄づくりやお雛さん飾り作りのワークショップを開催して関西や神戸に根付いている文化を振り返り、オリジナルな作品を参加者と共に作り、文化の意識を高めました。今後は、この8領域64区分の分科会活動を充実させます。それぞれの区分に興味のある人を集め、調査・研究会、ワークショップを開催して人材発掘、育成、文化継承活動を行います。今後の活動の方向性としては、神戸ならではの文化人づくりを行い、神戸文化の未来への橋渡しをしたいと考えています。

今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体として実践してきた活動をさらに地域に定着させ、持続的に推進していくことと、行政や関連団体との連携を深めていく必要があることなどの観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただき新しい文化を醸成していくという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

法人化することによって、組織を発展、確立することができ、ムニシバリズムと呼ばれている、市民を主役とする地域主権主義（例、バルセロナ市）確立に貢献し、神戸市民のシビックプライド醸成に寄与できると考えます。活動の場としては地域福祉センターを利用して地域に根ざした新しい価値創造と定着を考えています。結果として青少年育成、ミドル、シニアの新しい価値観醸成ができることを願っています。

2 申請に至るまでの経過

2022年3月	任意団体として「カドクラ」発足
2022年4月	ミッション、ビジョン、事業内容の検討を開始 毎月検討会議を開催して事業内容について深掘りを実施
2022年9月	「カドクラ」から「Pride of KOBE」に名称変更
2022年10月	地域福祉センターを活用・活性化を神戸市に提案
2022年11月	「神戸が好き 曼荼羅チャート」を完成し、活動指針とする
2023年1月	ブログ「もっとKOBE ずっとKOBE」開始
2023年1月	NPO地域貢献活動フェア参加をきっかけにNPO化検討を開始
2023年6月	会員間で法人化の意思を確認して、定款の検討を開始
2023年6月	25年前に出版された「トアロード物語」の電子書籍での復刊を検討開始
2023年7月	トアロード地区まちづくり協議会のイベントに参加
2023年10月	設立総会開催

令和 5年 10月 27日

特定非営利活動法人Pride of KOBE
設立代表者

氏名 弓倉三紀子

令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人Pride of KOBE

1. 基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた情報発信や月に一度の会議で協議してきた内容を実行に移したいと考えています。本年度においては、地域文化の伝承事業とデジタルアーカイブ事業に重点を置き、地域ブランドの再構築事業に関しては、次年度に向けての情報収集と企画作りを考えています。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施時期 ・回数	実施場所	対象 及び人数	収益見込み (円)
地域文化の伝承事業	季節行事やイベントで作成するモノやコトを伝承するワークショップを開催する。	2回/年	神戸市内地域 福祉センター等	10人/1回	20,000
地域文化の伝承事業	神戸の文化・歴史、景観、生活、人、自然、食べ物、便利さ、ファッションをブログで発信し、価値に共感する人を広める。 神戸のイベント情報等の拡散にも努める。	毎週	—	—	0
地域ブランドの構築事業	神戸ブランドの商品の企画提案を考える。今年度は情報収集と企画作りに専念する。後継者がいないことが理由に途絶えてしまうような伝統技術に着目したい。	毎月	事務所	—	0
デジタルアーカイブ事業	「神戸トアロード物語」を電子書籍で復刊する。	1部/年	—	—	16,800

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 2月
- ② 理事会 12回/年

(2) 事務局体制

事務局長：弓倉 理事長

事務局スタッフ：花田 副理事長、高橋 理事、土肥 理事

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人Pride of KOBE

1. 基本方針

地域文化の伝承事業に関しては、初年度の活動を継続します。本年度においては、地域ブランドの構築事業を初年度に企画したものを実現させたいと思います。またデジタルアーカイブ事業としては、旧書籍のデジタル化にとどまらず、個人や地域に眠っている旧史料をデジタル化し残していく活動をしていきます。場合によっては、オリジナルの電子書籍の発刊も視野に入れていきたいと考えています。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施時期・回数	実施場所	対象及び人数	収益見込み(円)
地域文化の伝承事業	季節行事やイベントで作成するモノやコトを伝承するワークショップを開催する。	2回/年	神戸市内地域福祉センター等	10人/1回	20,000
地域文化の伝承事業	神戸の文化・歴史、景観、生活、人、自然、食べ物、便利さ、ファッションをブログで発信し、価値に共感する人を広める。神戸のイベント情報等の拡散にも努める。	毎週	—	—	0
地域ブランドの構築事業	初年度に考えた神戸ブランドの企画を具体化する活動を進める。	1件/年	—	—	50,000
デジタルアーカイブ事業	地域や個人の旧史料の調査・情報収集によりオリジナルの電子書籍の発刊を目指す活動を進める。	1部/年	—	—	16,800

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 2月
- ② 理事会 12回/年

(2) 事務局体制

事務局長：弓倉 理事長

事務局スタッフ：花田 副理事長、高橋 理事、土肥 理事

令和6年度活動予算書

(自 設立 至 2025年12月31日)

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	50,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
地域文化の伝承事業収益	20,000	
地域ブランドの構築事業収益	0	
デジタルアーカイブ事業収益	16,800	36,800
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		86,800
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	20,000	
法定福利費	0	
人件費計	20,000	
(2) その他経費		
講師謝金	0	
旅費交通費	5,000	
消耗品費	4,000	
印刷費	0	
通信費	0	
保険料	0	
会場費	5,000	
会議費	4,000	
その他経費計	18,000	
事業費計		38,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
租税公課	0	
旅費交通費	0	
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
会議費	14,000	
その他経費計	14,000	
管理費計		14,000
経常費用計		52,000
当期正味財産増減額		34,800
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		34,800

令和7年度活動予算書

(自 2025年1月1日 至 2026年12月31日)

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	50,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
地域文化の伝承事業収益	20,000	
地域ブランドの構築事業収益	50,000	
デジタルアーカイブ事業収益	16,800	86,800
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		136,800
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	50,000	
法定福利費	0	
人件費計	50,000	
(2) その他経費		
講師謝金	0	
旅費交通費	15,000	
消耗品費	9,000	
印刷費	5,000	
通信費	0	
保険料	0	
会場費	5,000	
会議費	8,000	
その他経費計	42,000	
事業費計		92,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
租税公課	0	
旅費交通費	0	
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
会議費	18,000	
その他経費計	18,000	
管理費計		18,000
経常費用計		110,000
当期正味財産増減額		26,800
前期繰越正味財産額		34,800
次期繰越正味財産額		61,600